

令和 7 年 9 月 25 日

令和 7 年第 3 回神奈川県議会定例会

文化スポーツ観光常任委員会資料

(令和 7 年 9 月 22 日付託分)

文化スポーツ観光局

目 次

ページ

令和7年度9月補正予算

- 1 令和7年度一般会計9月補正予算債務負担行為について
【文化スポーツ観光局関係】 1

議案（条例その他）

- 2 県民ホール神奈川芸術劇場及び音楽堂の指定管理者の指定の概要 2
- 3 神奈川近代文学館の指定管理者の指定の概要 5

1 令和7年度一般会計9月補正予算債務負担行為について【文化スポーツ観光局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
県民ホール神奈川 芸術劇場及び音楽 堂指定管理費	千円 4,956,855	前 年 度 末 ま での 支 出 (見 込) 額		千円 —	特定 財源	国庫支出金	千円 —
						県 債	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和 7 年度 ～ 令和 10 年度	4,956,855		そ の 他	2,385
						一般財源	4,954,470
神奈川近代文学館 指定管理費	2,274,480	前 年 度 末 ま での 支 出 (見 込) 額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	—
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和 7 年度 ～ 令和 12 年度	2,274,480		そ の 他	2,205
						一般財源	2,272,275

2 県民ホール神奈川芸術劇場及び音楽堂の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県立県民ホール条例第5条及び神奈川県立音楽堂条例第5条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	県民ホール神奈川芸術劇場 及び音楽堂
イ 指定管理者	
(ア) 名称	公益財団法人神奈川芸術文化財団
(イ) 主たる事務所の所在地	横浜市中区山下町3番地の1
ウ 指定期間	令和8年4月1日から 令和11年3月31日まで

(参考) 指定管理者候補の選定過程等

1 選定過程

(1) 申請期間

令和7年4月21日から令和7年6月16日まで

(2) 現地説明会

なし

(3) 外部評価委員会

年月日	回数	内容
令和6年10月23日	第1回	選定基準（案）の意見聴取
令和7年7月16日	第2回	プレゼンテーション、質疑応答、協議・評価

(4) 応募団体と評価点

順位	団体名（所在地）	選定基準大項目別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	公益財団法人神奈川芸術文化財団（横浜市）	44	20	17	81

(5) 働き方・行政改革推進本部

令和7年8月19日 指定管理者候補の選定

2 指定管理者候補

名 称	公益財団法人神奈川芸術文化財団
概 要	(1) 設立年月日 平成5年10月25日 (2) 代表者 理事長 磯崎 功典 (3) 所在地 神奈川県横浜市中区山下町3番地の1 (4) 主な事業 ○ 芸術文化の創造、振興、鑑賞普及及び施設の運営事業 ・ 主催、共催、提携事業として国内外の優れた舞台技術・美術展を企画、実施 ・ 芸術文化活動への施設の貸出 ・ 県立文化施設の維持管理運営 ○ 芸術文化の情報収集提供、調査研究及び人材育成事業 ・ 県内の文化芸術や文化施設の取組等に関する情報誌の発行 ・ 専門人材育成プログラム、学校教育へのアプローチ、インクルーシブ（社会包摂）アプローチ、地域との連携を強化する取組等の推進（社会連携ポータル部門） ○ その他公益目的を推進するために必要な事業

選定理由	神奈川県立県民ホール神奈川芸術劇場及び音楽堂指定管理者外部評価委員会での評価結果を確認したところ、選定基準に沿った適切な評価が行われている。 【サービスの向上】 ○ 市町村や団体等との連携により、県の文化芸術の拠点施設としての役割を果たすべく実効性のある運営方針となっていることは評価できる。 ○ 高い専門性を持つ人員を配置し、経験やノウハウを2館で共有して施設の維持管理及び事業を行うことは評価できる。 ○ 県域展開事業について、具体的な提案があり、県民ホール本館の休館に伴う県民の文化芸術活動や鑑賞機会の減少を補うための取組を充実させようとしていることは評価できる。 【管理経費の節減等】 ○ 提案額の積算は適切になされている。 【団体の業務遂行能力】 ○ 公演来場者が、障がいのある方々から商品を直接購入できるように機会を提供するなど、障がい者に配慮した取組を実施していることは評価できる。 ○ グリーンシアターのように、環境に配慮した持続可能な舞台芸術を考えていくことは評価できる。 ○ 様々な自主事業を実施するとともに、県内外の公立劇場等との連携やインクルーシブ対応への取組なども進めており、2館における事業のより一層の充実が期待できる。 ○ 時間外手当の計算誤りや長時間労働等について、労働基準監督署から指摘を受けたが、速やかに対応し是正に向けて着実に取り組んでいる。
-------------	--

3 神奈川近代文学館の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県立神奈川近代文学館条例第5条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	神奈川近代文学館
イ 指定管理者	
(ア) 名称	公益財団法人神奈川文学振興会
(イ) 主たる事務所の所在地	横浜市中区山手町110番地
ウ 指定期間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで

(参考) 指定管理者候補の選定過程等

1 選定過程

(1) 申請期間

令和7年4月21日から令和7年6月16日まで

(2) 現地説明会

なし

(3) 外部評価委員会

年月日	回数	内容
令和6年10月23日	第1回	選定基準（案）の意見聴取
令和7年7月25日	第2回	プレゼンテーション、質疑応答、協議・評価

(4) 応募団体と評価点

順位	団体名（所在地）	選定基準大項目別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	公益財団法人神奈川文学振興会（横浜市）	51	20	21	92

(5) 働き方・行政改革推進本部

令和7年8月19日 指定管理者候補の選定

2 指定管理者候補

名 称	公益財団法人神奈川文学振興会
概 要	(1) 設立年月日 平成23年4月1日 (2) 代表者 理事長 荻野 アンナ (3) 所在地 神奈川県横浜市中区山手町110番地 (4) 主な事業 ○ 文学資料に関する調査研究、文学資料の収集、保存及び公開 ○ 文学の振興と文化の発展に寄与するための展覧会及び講演会、講座の開催 ○ 文学資料及び研究成果に関する各種刊行物の編集及び発行 ○ 神奈川県が設置する神奈川近代文学館の管理運営 ○ 神奈川県内における文字活字文化振興事業の実施 ○ その他目的を達成するために必要な事業
選定理由	神奈川県立神奈川近代文学館指定管理者外部評価委員会での評価結果を確認したところ、選定基準に沿った適切な評価が行われている。 【サービスの向上】 ○ 専門的でありながら、初心者にもわかりやすい展示やアニメなど他業種とのコラボなど、若年層や文学に興味のない人など

	を意識した取組について評価できる。 ○ 作家、作家遺族等との信頼関係、結びつきが大変強く、今後 も多くの資料の寄贈が見込まれることから、収蔵資料のより一 層の充実が期待できる。 ○ 当初の収蔵可能点数以上の資料を工夫して保管していること や細心の注意を払った修復、保管について評価できる。 【管理経費の節減等】 ○ 提案額の積算は適切になされている。 【団体の業務遂行能力】 ○ 多彩なテーマの展覧会を開催するとともに、講演会や講座、 朗読会、子ども向けの様々な事業を展開し、読書文化の振興や 若年層の活字離れ、文学離れの抑止に取り組んでいることは評 価できる。 ○ これまで労災があまり発生していないこと、個人情報漏洩 等の不祥事がないことは評価できる。
--	---